

平成19年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第6号

平成19年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年7月30日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

期日 平成19年8月17日

場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 平成19年8月17日（金曜日）午後1時30分開議

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 小林 淳 治	2番 広 瀬 和 範
3番 吉 田 忠 志	6番 川真田 哲 哉
8番 小 林 一 郎	9番 俵 徹太郎
10番 中 田 丑五郎	11番 笠 松 和 市
12番 松 尾 肇	13番 有 持 益 生
14番 木 元 史 幸	16番 藤 井 格
17番 大 神 憲 章	18番 戸 田 眞理子
19番 佐 藤 禎 宏	20番 増 谷 禎 通
21番 奥 村 晴 明	22番 坂 本 政 夫
23番 川 田 仁	24番 日 下 哲 寛

4 欠席議員は、次のとおりである。

4番 大 和 肇	5番 岩 浅 嘉 仁
7番 小笠原 幸	15番 坂 口 博 文
25番 川 原 義 朗	

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	原 秀 樹	副広域連合長	牧 田 久
監査委員	藤 原 孝 信	会計管理者	板 東 久 男
事務局長	山 村 茂 樹	総務課長	山 中 俊 和
事業課長	河 野 信 春	総務課課長補佐	桑 村 申一郎
事業課課長補佐	原 田 勝		

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課係長 大 塚 喜美枝

7 議事日程（第1号）

第1 新たに選出された議員の議席の指定について

- 第2 選挙第4号 議長の選挙について
- 第3 会議録署名議員の指名について
- 第4 会期の決定について
- 第5 監査委員による監査報告について
- 第6 同意第3号 徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第7 承認第13号 徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認について
- 第8 議案第14号 平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について
- 議案第15号 徳島県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例の制定について
- 議案第16号 徳島県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について
- 議案第17号 徳島県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について
- 議案第18号 平成18年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

8 会議に付した事件

- 日程第1 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第2 選挙第4号
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 監査委員による監査報告について
- 日程第6 同意第3号
- 日程第7 承認第13号
- 日程第8 議案第14号から議案第18号まで

(午後1時30分開会)

○副議長（日下哲寛君）

ただ今から、平成19年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在、議員の任期により、議長が欠員となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、私が議長の職務を行います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

広域連合長から、招集のあいさつがあります。

○副議長（日下哲寛君）

はい

○広域連合長（原秀樹君）

本日、平成19年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、本年度の事務事業の内、主なものにつきまして現在の進捗状況を申し上げたいと思います。まず広域連合電算処理システムについてでございます。後期高齢者医療制度は被保険者の資格管理や保険料賦課、給付に至るまで電算システムを活用し運営するものでございます。すでに必要な機器類の調達を終えまして、現在、市町村に配置しているところでございます。今後、市町村から住基情報や税情報の提供を受け被保険者台帳を作成した後、11月に御審議をお願いすることになります保険料率の算定に取り組んでまいることといたしております。

次に、広報活動の充実強化でございます。後期高齢者医療制度が実施されますと、これまでの保険料の負担がなかった方にも保険料の納付義務が発生すること、また、保険料は原則天引きによって徴収することなど、高齢者の生活に大きな影響があると考えております。こうしたことから制度導入時の混乱を最小限に防止し、制度の円滑な浸透を図るためには、高齢者、また県民の御理解と御協力を得ることが何よりも肝要であると認識いたしております。広報につきましては市町村広報誌による計画的な広報はもとより、広域連合におきましても医師会、歯科医師会等を通じました医療関係へのポスターの配布や新聞広告を行うほか、インターネット・ホームページを開設するなどあらゆる広報手段を活用して広報活動に取り組んでまいることといたしております。なお、インターネット開設費につきましては、今定例会に補正予算を計上させていただきますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

その他にも多くの課題がございますが、平成20年4月の制度施行に向けまして、市町村及び県等関係機関と十分な連携を図りながら鋭意準備を進めてまいり所存でございますので、皆様方におかれましてはさらなる御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げました案件は、平成19年度一般会計補正予算、財政事情の公表に関する条例など計6件のほか、専決処分の報告案件が1件ございます。詳細につきましては後ほど事務局長から御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議賜りますようお願い

願い申し上げます、招集の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○副議長（日下哲寛君）

これより、本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。まず、議員の辞職許可について御報告いたします。去る5月25日、吉野川市選出の藤原一正議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、同月30日これを許可いたしました。

また、美馬市選出の牧田久議員から5月24日辞職願が提出され、法第126条の規定に基づき、同月25日これを許可いたしました。

また、海陽町選出の五軒家憲次議員から7月2日に辞職願が提出され、法第126条の規定に基づき、同月3日これを許可いたしました。御報告いたします。

次に、去る5月1日に、本広域連合会計管理者に鳴門市の板東久男君が広域連合規約第15条の規定に基づき就任いたしましたので、御報告いたします。

(会計管理者板東久男君自席にて「どうぞよろしくお願ひいたします。」の声あり)

○副議長（日下哲寛君）

なお、本日の会議に欠席の届け出がありました方は、4番大和肇君、5番岩浅嘉仁君、7番小笠原幸君、15番坂口博文君、25番川原義朗君。私、24番日下哲寛が職務が終わり次第、本会議を欠席させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上であります。

○副議長（日下哲寛君）

それでは、日程第1新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、このたび本広域連合議会議員に選出されました方々は、徳島市から小林淳治君、広瀬和範君、鳴門市から吉田忠志君、小松島市から大和肇君、吉野川市から川真田哲哉君、美馬市から小林一郎君、佐那河内村から松尾肇君、那賀町から坂口博文君、牟岐町から大神憲章君、海陽町から戸田眞理子君、松茂町から佐藤禎宏君、北島町から増谷禎通君、以上の方々であります。

新たに選出された議員の議席については、会議規則第4条の規定により、ただ今、御着席のとおり指定いたします。

○副議長（日下哲寛君）

次に、日程第2議長の選挙を行います。

本件は、議員の任期により欠員となっております議長を選挙するものであります。

お諮りいたします。議長の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（日下哲寛君）

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において、指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（日下哲寛君）

御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。それでは、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長に広瀬和範君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、副議長が指名いたしました広瀬和範君を徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（日下哲寛君）

御異議なしと認めます。よって、広瀬和範君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

○副議長（日下哲寛君）

ただ今、議長に当選されました広瀬和範君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました広瀬和範君から御挨拶があります。

○副議長（日下哲寛君）

はい

○2番（広瀬和範君）

皆さんこんにちは。議長の再任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただ今は、皆さん方の温かい御推挙をいただきまして、本広域連合議会の議長として再任をさせていただくことができました。誠に光栄に思っております。もとより浅学非才ではございますけれども、皆様方の御指導、御鞭撻を得ながら、この期待に応えていきたいと、こう思っております。

また本県におきましても高齢化社会がますます拡大いたしまして、この広域連合の果たす役割は極めて大きなものであらうと思っております。円滑な議会運営に十分配慮しつつ、住民の期待と負託に応えるべく、努力をする覚悟ではございます。皆様方の温かい御理解御支援のほどを重ねてお願いを申し上げまして、非常に簡単ではありますが、議長

再任の挨拶といたさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○副議長（日下哲寛君）

議長が選挙されましたので、私の職務は終了いたしました。議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(拍手)

(副議長日下哲寛君退席・議長広瀬和範君議長席に着く)

(日下哲寛君退場する)

○議長（広瀬和範君）

日程第3会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において3番吉田忠志君、11番笠松和市君を指名いたします。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第4会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配布のとおりすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第5監査委員による監査報告について。本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件が1件ございますので、ただ今から審査結果について、藤原代表監査委員から報告を求めます。

なお、藤原監査委員につきましては、3月の臨時会において選任されておりますが、本日、御挨拶をお願いいたします。

○議長（広瀬和範君）

藤原監査委員

○代表監査委員（藤原孝信君）

監査委員の藤原でございます。決算の報告に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。先の3月臨時議会におきまして監査委員の選任の御同意を賜り、誠にありがとうございました。高齢者を取り巻く厳しい諸状況の中におきまして、後期高齢者医療に対し県民の皆

様の関心が高まっております折に、監査委員の立場をいただくことは大変な重責と痛感いたしております。今後は、監査委員としての責務を全うしてまいり所存でございますので、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

それでは議長から監査報告を求められましたので、監査委員を代表いたしまして平成18年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算審査の結果を御報告申し上げます。

審査は7月27日に実施いたしております。審査の結果の統括的な意見といたしまして、会計処理については徳島県後期高齢者医療広域連合財務関係規程に則り処理されており、また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、更にその内容につき検討を加え審査をいたしました結果、決算額は収入支出の状況、並びに財産増減の状況が正しく示されており、また、その内容につきましても適正なものと認定いたしました。

昨今、市町村の財政状況は非常に厳しいものとなっております、自治体をあげて行財政改革に取り組んでいると思われれます。その中で、広域連合は自主財源を持たず、市町村の負担金で運営されておりますが、市町村の財源のことをよく考えて、絶えず業務の見直しや事務の合理化について検討し、無駄をなくして有益な予算執行、効果的な執行に努めていただき、健全財政のため職員一丸となって取り組んで行っていただくことをお願いいたしまして監査結果の御報告といたします。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第6同意第3号、徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○広域連合長（原秀樹君）

ただ今、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について御説明申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第5項の規定に基づきまして徳島県町村会会長五軒家憲次氏、徳島県市長会副会長牧田久氏の副広域連合長への選任について御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬和範君）

お諮りをいたします。本案については、成規の手続きを省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、本案については成規の手続きを省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。本案については、いずれも原案のとおり同意することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長 (広瀬和範君)

御異議なしと認めます。よって、同意第3号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、いずれも原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長 (広瀬和範君)

ここで、広域連合長の出席を求めることにいたします。

(副広域連合長牧田久君入場)

○議長 (広瀬和範君)

副広域連合長から御挨拶があります。

○議長 (広瀬和範君)

牧田久君

○副広域連合長 (牧田久君)

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。ただいまは副広域連合長に御同意をいただきまして誠にありがとうございました。身に余る光栄であるとともにですね、責任の重大さを痛感をしておる次第でございます。微力ではございますが、原広域連合長の補佐役といたしまして、全力を傾注いたしまして広域連合の円滑な運営に努力をする覚悟でございます。皆様方の温かい御支援、御鞭撻を今後とも賜りますようお願いをいたす所存でございます。簡単ではございますけれども、就任に当たってのお願いと御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(拍手)

○議長 (広瀬和範君)

なお五軒家憲次君については、徳島県町村会総会へ会長として出席のため、本日、御挨拶はありません。

○議長 (広瀬和範君)

次に、日程第7承認第13号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇時間等に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長 (広瀬和範君)

事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

資料③議案書（条例等議案）の1ページをお願いいたします。本件は、平成18年7月1日から国家公務員の休息時間が廃止されたため、本広域連合の職員の勤務時間につきましても、本年4月1日から国家公務員と同様の取り扱いにすることとしたものでございます。本件につきましては急施を要しましたことから、平成19年4月1日付けで専決処分をしたものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬和範君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長（広瀬和範君）

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、採決いたします。

お諮りいたします。承認第18号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認については、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、承認第13号徳島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

次に、日程第8議案第14号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について、議案第15号徳島県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例の制定について、議案第16号徳島県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について、議案第17号徳島県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について、及び議案第18号平成18年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを

議題といたします。提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

議案第14号から第18号までにつきまして、順次御説明申し上げます。資料②の議案書（予算議案）の1ページをお願いいたします。議案第14号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、これにつきましては次に定めるところによるものといたします。1、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億901万円とするものでございます。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。次に、補正予算の内容につきましては補正予算説明書の方で説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。2の歳入でございますが、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額434万1,000円計上いたしました。これは、18年度決算に伴い剰余金434万1,000円を繰り越したものでございます。次に3の歳出でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正前の額2億2,274万1,000円、補正額434万1,000円、補正後の額2億2,708万2,000円とするものでございます。内容でございますが、広報機能を充実強化するためのインターネット・ホームページの作成委託料170万円及び財政調整基金への積立金264万1,000円でございます。

次に、議案第15号徳島県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例について御説明申し上げます。恐れ入りますが、先ほどの資料③の議案書（条例等議案）の3ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の作成及び公表に関し必要な事項を定めたものでございまして、公表の期日を6月と12月の年2回とするものでございます。

次に5ページをお願いいたします。議案第16号徳島県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成につきまして御説明申し上げます。本件は地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、後期高齢者医療事務、具体的に申し上げますと、19年度については制度の施行準備、20年度以降は被保険者の資格管理や保険料の賦課、徴収、医療給付、保健事業等を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び関係市町村が相互に連携を図りながら処理する事項を定めようとするものでございます。なお、広域計画の期間は平成19年度から24年度までの6年間としております。

次に9ページをお願いいたします。議案第17号徳島県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定につきまして御説明申し上げます。本件は、地方自治法施行令第168条第2項の規定によりまして、徳島県後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関として、株式会社阿波銀行を指定するものでございます。同行につきましては、地方自治法等に基づき指定金融機関の要件を満たすほか、経営内容が健全

であること、当広域連合の資金需要等に十分対応できること、県内の自治体における指定金融機関としての実績や手数料等を考慮して選定したものでございます。

最後に議案第18号平成18年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。これにつきましては恐れ入りますが資料④の平成18年度徳島県後期高齢者医療広域連合の一般会計歳入歳出決算報告書をお願いいたします。この表紙をめくっていただきますと、平成18年度一般会計歳入歳出決算書となりますが、その1ページを御覧ください。歳入につきましては、予算現額1,376万6,000円に対しまして、調定額及び収入済額は1,376万6,407円となりまして、収入率は予算現額、また調定額に対しまして100%でございます。次に歳出でございますが、2ページをお願いいたします。予算現額は歳入と同額でございますが、支出済額942万5,398円となりまして、予算現額に対する執行率は68.5%でございます。3ページをお願いいたします。収入済額から支出済額を差し引きいたしました残額は434万1,009円でございます、この額が平成19年度に繰り越される額でございます。詳細につきましては、8ページ以降に掲載しております決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書がございますので、それを御覧いただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

○議長（広瀬和範君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

○議長（広瀬和範君）

次に、質疑ならびに一般質問を行います。通告がありましたのは2名であります。通告者の発言を許します。

まずはじめに、11番笠松和市君

○議長（広瀬和範君）

笠松君、11番

○11番（笠松和市君）

それでは、今回の後期高齢者の医療制度について簡潔に質問させていただきたいと思っております。この保険制度の一番の課題、問題はいわゆる保険料の徴収をいかにするかということではないかと思っております。そういうことでこの原則的に個々から取ります保険料の徴収をいかにするかということは非常に重要なことと思っております。その中で保険料を年金から徴収できない人、普通徴収となって滞納する可能性が非常に高いというふうに思っております。そういうことでこの保険料の納付義務につきましては市町村にその責任を負わされておりますが、これにつきましては、よほど綿密にやっていないと滞納ができるんじゃないかと思っております。この滞納が増えますと個々が医者にかかる場合、大変な大きな問題になると思っておりますので、そのへんの確固たるルール作りが必要でないかと思っておりますので、それらをどのように考えているかお聞かせをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（広瀬和範君）
事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

保険料の徴収についてのルール作りについて御答弁申し上げます。議員ご指摘のとおり、保険料の確保は制度を健全かつ円滑に運営するための根幹であると認識しております。

この保険料の徴収につきましては、原則として年金から天引きして納めていただく特別徴収が概ね8割、年金から徴収できない方に対して市町村の発行する納付書で納めていただく普通徴収が概ね2割と想定しております。普通徴収に係る保険料については、相当程度の収納率が確保できるよう、広域連合といたしましても市町村と協力しながら保険料納付の周知徹底、また、保険料の納め忘れがない口座振替の勧奨等に積極的に努めてまいりたいと考えております。さらに保険料の滞納者に対しましては、全市町村が整合性のある対応が行えるよう、広域連合において事務処理マニュアルを作成することといたしております。

次に、保険料の徴収が思わしくない市町村に対しましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県の助言や援助を受けるほか、広域連合議会の議決により広域連合長から必要な処置を講じるべきことを勧告することとされております。

御質問の趣旨は県の助言や援助、また広域連合長の勧告によりましても、徴収率の向上が図られない場合のルール作りの必要性を提案されたものと考えております。極端に収納率の低い状態が継続する場合には、将来的にはご提案の広域連合独自のルールを設けることも検討する必要があるとも考えられますが、後期高齢者医療制度は来年がスタートの年でもありますので、当面は現行法に定められたルールを活用することで保険料の確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（広瀬和範君）
11番

○11番（笠松和市君）

再問させていただきます。現実問題といたしまして、昨年度の国民健康保険料の滞納者ってというのは全国で480万世帯、徳島県では2万895世帯で、14.3%が滞納しているということでございます。そういう中で、お医者さんに高齢者のかかる率は非常にまあ高いと思います。そうした場合に保険料が払えずに被保険者証を持っていない人が急病で病院にかかった場合、どのようになるのか、対応されるのかをお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（広瀬和範君）
事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

被保険者証を持っていない人が急病で医者にかかった場合の対応はどうかというご再問にご答弁申し上げます。ご質問のケースにおいては医療機関窓口においてかかった医療費をお支払いいただき、後日、所定の還付の手続きを受けていただくのが原則でございますが、急病等によって医療機関にかかったときは医療機関と保険者と被保険者の三者が連絡調整し合って、後日の被保険者証の更新を約定し、医療機関窓口においては当該医療行為にかかる医療費の一部支払いで済ませるといった事例もあると聞いております。

しかしながら、このような対応は好ましい事例ではないと認識しておりますので、広域連合といたしましては、このような事態を回避するため先ほどにご答弁申し上げたとおり保険料納付周知の徹底、口座振替の推進など保険料の確実な徴収に努めるとともに、保険料未納者との納付相談を積極的に行い、それぞれの状況を慎重に見極めた上での対応を行えるよう市町村と協議してまいりたいと考えております。

○議長（広瀬和範君）

11番

○11番（笠松和市君）

再々問させていただきたいと思いますが、実質的に現実問題といたしまして、特に、生活保護が受けられない、また年金からも天引きできない低所得者層、そして諸事情があって現実色々調査しても保険料の納付が難しいというような人をどういうふうに救済するのかというのが一つ大きな問題になろうかと思っております。また、支払い能力があるにもかかわらず滞納する人からの徴収をどうするかといったことも、この二つは大きな、市町村にとって問題になろうかと思っております。ただ今御答弁をいただきましたが、広域連合における事務処理のマニュアルを作成する、あるいは県からの助言、指導、さらには広域連合長の勧告といたしましても現場で実質携わる市町村の職員としてはそうしたことが一番大きな問題でございますし、また行政としてもこれを無視するということはできません。まあそういうことで、今後これについては個人にとりましても行政にとりましても大きな、一番大きなこれは課題になるのではないかというふうに思っております。先ほど徳島県では国保の面で14.3%滞納ということを経済紙上のものを資料で申し上げましたけれども、今後、これ、初めての制度でございますが、そうしたことは予め予測されますので十分事務局等において検討いただいて関係市町村を御指導いただきたいと思います。以上要望申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬和範君）

次に、20番増谷禎通君

○議長（広瀬和範君）

20番

○20番（増谷禎通君）

それではお許しをいただきましたので一般質問を行いたいと思います。北島町の増谷でございます。私の質問は6問ございまして、一括第1回の質問を行ってまいりたいと思います。第1問目は、徳島県は後期高齢者医療制度に対するどのような支援をしているかという問題でございまして、2点質問をいたしております。06年度、まあ昨年の都道府県の広域連合、平成連合のですね、支援状況表によりますと徳島県は1名の職員を派遣をして、その職員の人件費は県が負担をしておるわけでありまして。しかし07年度は派遣をしていない。後期高齢者医療制度は新規事業であり、国もまだ法整備の面で確立されておらない。こういう状況の下で広域連合は県に対して職員による人的な支援と財政面の支援要請をすべきではないかと。これについてどういうふうにご考えられておるかということということが第1問でございまして、高齢者医療法133条には都道府県は後期高齢者医療広域連合または市町村に対し後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように必要な助言及び適正な援助をするものとするというふうにご書かれておるございまして、こうした面からも積極的にですね要請をすべきであるというふうにご考えるわけでありまして。

2番目は都道府県によっては、県の一般会計から市町村国保への県が支出をしておりますけれども、現在まで徳島県は殆どしていないというのが現状でございまして。徳島県に対してこうした問題も含めて広域連合として要請をすべきではないかということがまた1点目でございます。

2番目は後期高齢者医療保険負担についてでございますが、被保険者特に40歳から74歳まで、75歳未満ということですが、被保険者は当事者の保険料、まあ税ということになりますけれども、介護保険料と来年から後期高齢者医療保険の3つの保険、三本立てで支払うようになるわけでございますけれども、この保険料の内訳はですね、今までの被用者保険や国保料の全体から当事者分の保険料と後期高齢者医療保険分とに、まあ、ある資料によりますと、大体1対1の割合というふうにご書かれているものがありますけれども、こうした二分して明細書に書かれるのか、それともですね、後期高齢者保険分は今までの各保険料の上にプラスになるか、まあそうした面を言っておきたい。

それからまあ2番目はですね、後期高齢者保険は全国平均6,200円になるだろうと言われておりますけれども、徳島県の医療水準は国民健康保険中央会が出しております資料によりますと、平均よりやや下回っておるというのが現状であります。まあそういう状況の下でですね、現在予想される保険料というのはいくらになるのだろうか、そういう問題でございまして。

3番目はですね後期高齢者医療の健診でございまして。一応国民健康保険については健診が義務付けられておりますけれども、先日の説明会においても後期高齢者医療については努力目標となっているが、国民健康保険に準じたいという答弁をされておったと思っております。どのようにですね実施、例えば予算面は後期高齢者医療財政から支出をして市町村に委託をする。まあこういうようにするのか、どのような形でですね行うか、まあこの点についてお聞きをしておきたいと思うわけでありまして。

4番目は徴収と保険証の交付でございまして。今、最初の方も質問をされておりましたように、月1万5,000円以上の年金がある被保険者については年金から天引きするというふうになっております。その年金から徴収できない方について地方自治体において普通徴収ということになるわけでございますけれども、この徴収についてですね、どうされる

のか。それからまた滞納整理等についてもどのような形で行われるのか。もし滞納した場合、法第54条4項、7項によってですね、被保険者証の返還とですね資格証明が発行されるようになっております。後期高齢者の殆どは仕事を持っていない年金生活者か子供達の家族としての扶養をされておる、そういう生活。まあこういうどちらかであるというふうに考えられるわけでございますけれども、保険証を取り上げられた場合、特に一人暮らしのお年寄りの場合は病院に行けなくなる医療難民といわれるお年寄りが増えることとなります。そのような人達への対応はどのようにするか、この問題についてお聞きしておきたいと思っております。

5番目は一人当たりの医療費は各市町村でばらつきがあるように、現在の老人医療費の医療費は各市町村でばらつきがあるわけですがけれども、まあどうするのかということでございます。この問題は平成19年度3月末現在の資料によりますと、私が住んでおります北島町は一人当たりの平均の医療費が約95万7,000円であります。ところが一番低い上勝町は約52万8,000円。実に43万円の開きがあるわけですが、一番高い東みよし町は99万2,000円でございますから、46万4,000円もの開きがあるわけですが。これはその地域の実情、例えば北島町は病院、診療所、歯科、保険薬局等の施設が40あるわけですが、それに対して上勝町はですね、1施設というような状況が報告をされております。こういう状況もあるとは思いますが、普段の努力といいますか、そういうことによってもこれだけの差が生じるということがこの保険料でも現れてくるということになりまして、まあ各市町村における不公平の問題が出てくる。こういう問題について今後どのように対処されるかお聞きしておきたいというのが5番目でございます。

6番目は、今議案書第17号後期高齢者広域連合指定金融機関の指定についてでございます。徳島県内にはたくさんの金融機関がありまして、市町村によっては今回議題に上がっている金融機関でない銀行を利用しているというところもあるわけですが、初めから阿波銀行ありきという提案の仕方はおかしいのではないかとというふうに思うわけがあります。対象の全ての金融機関の格付けや株価資産状況、取引条件金利等を一覧表にして議会に示した上で決定すべきではないかとというふうに考えるわけがあります。私は前期4年間議選の監査委員として活動してまいりましたが、全国の監査委員会の研修会では常にこうした金融機関の問題がですね指摘をされてまいりまして、金融機関の格付け等常に監査をするようにというふうに言われてきたわけですが、阿波銀行に問題があるというわけではありませんけれども、こういう、新しく金融機関を指定する場合には、公の機関として公平な情報を議会に示してそれによって決定をする。このことが非常に大切ではないかということをお聞きして第1回目の質問を終わりたいと思っております。

○議長（広瀬和範君）
事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

6点御質問をいただきましたので、順次御答弁させていただきます。まず1点目の職員による人的支援及び財政的支援を県に対して要請すべきと思うがどうか。また、県の一般

会計から後期高齢者医療広域連合特別会計への県支出金の支援を要請してはどうかというお尋ねでございますが、後期高齢者医療制度につきましては、その健全化と安定化を図るため、国の責任において制度設計が行われているところでございます。後期高齢者医療制度につきましては、医療給付費等総額の5割という高率の公費負担が行われているほか、各保険者からの後期高齢者支援金が医療給付費等総額の4割に充てられております。

さらに、国、県等において低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんするための保険基盤安定制度、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を図るための国・県による財政支援、保険料未納リスク・給付増リスク等による広域連合の財政影響に対応するための財政安定化基金の設置など、既に国、県等においては様々な財政措置が講じられております。このようなことから、広域連合といたしましては、当分の間、県支出金という形での支援を求めることはせず、引き続き、技術的な助言その他必要な援助を頂きながら、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、県からの人的支援につきましても、広域連合設立準備委員会を設置し、広域連合の設立及び後期高齢者医療制度施行に向け準備を進める段階においては、各市町村からの派遣職員の要請や国及び県の関係機関との連絡調整等のため、県からの人的支援を頂いております。しかしながら、制度が施行され事業が軌道に乗った段階においては、医療保険の事務処理に関するノウハウ等を有する市町村が後期高齢者医療の事務を担うのが適当であるという制度の趣旨に鑑み、市町村職員によって事務処理を進めていくことが制度の円滑な施行に資するものと考えております。こうしたことから、県に対して人的支援を要請すべきかどうか、その必要性も含めて今後検討すべきものと考えております。

次に、2点目の後期高齢者医療保険負担につきましては2点御質問をいただいております。1点目の保険料の内訳表示についてでございますが、国民健康保険におきましては、本年度までは医療分と介護分の2本立ての表記でございますが、来年度から後期高齢者医療制度が施行されますことから、これに後期高齢者医療分が加わり、明細書は3本立ての内訳表示となるものでございます。

また、国民健康保険税に関しましても、国保医療分、介護分の上に後期高齢者医療分が加わりますが、国保医療分は後期高齢者分を含まず算定するため、減額される見込みと考えています。しかし、国民健康保険税は各市町村によって決定されますので、広域連合といたしましては判断いたしかねますが、現段階では一律にプラスにはならないと考えております。

2点目の本県の保険料の見通しについて御答弁申し上げます。厚労省が示しております全国平均の6,200円と申しますのは、後期高齢者の平成20年度の医療給付費を推計して試算したものでございます。議員御指摘のとおり本県の1人当たり老人医療費は、全国平均を若干下回っている状況で推移しておりますが、実際の保険料の算定に当たっては保健事業に要する経費や葬祭費、また、事務費なども含めて行うこととなります。当広域連合では平成17年・18年度の老人医療費実績を基に、平成20年度の保険料を試算した結果、厚労省が示しております6,200円よりは高くなるものと想定しております。

次に、3点目の健診について御答弁申し上げます。当広域連合におきましては、被保険者の疾病の早期発見、重症化防止等の観点から、被保険者の健康状態の把握は重要であると認識しており、このため来年度から保健事業に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、健康診査と健康相談の実施を検討しておりますが、このうち、健康診査につきましては、直近1年間に医療機関にかかっていない被保険者を対象に、特定健診と同程度の内容で実施したいと考えております。実施にあたりましては、医師会等と集合契約を締結した後、個々の医療機関に委託する予定であり、また、委託料は広域連合の負担とする予定でございます。健康相談につきましては、改めて市町村に委託することはせず、従来から市町村事業として実施されております健康増進法に基づく健康相談や、介護保険法に基づく地域支援事業の中で対応していただけるよう、市町村と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の保険料徴収と保険証交付について御答弁いたします。議員御指摘のとおり、原則として年額18万円以上の年金がある方については年金から天引きされる特別徴収の対象者となり、これに該当しない方が普通徴収の対象者となります。具体的な支払い方法として、納期毎に市町村が発行した納付書とともに金融機関で納めていただくか、口座引落契約を行っていただき、引落をする方法になります。

また、保険料徴収及び滞納整理については各市町村において行っていただきます。

次に、保険料を滞納された方への対応についてでございますが、後期高齢者医療制度においては国民健康保険と同様に被保険者間の負担の公平性を確保するため、滞納後1年を経過した方に対しては資格証明書を交付することとなっておりますが、当広域連合といたしましては、資格証明書の交付に先立って市町村窓口における対象者の方との納付相談を通じてそれぞれの状況を把握したうえで、まず短期証の交付、更新で対応しようと考えております。通常の被保険者証と比べて有効期間が短くなりますが、更新を経れば医療機関窓口では1割又は3割の定率負担で受診が可能となります。

しかしながら、市町村窓口での納付相談に応じない、納付誓約を守らない、払える能力がありながら払おうとしない方に対しては、法に規定されているとおり資格証明書を交付する方針でまいりたいと思っております。その場合も、市町村窓口での折衝の中で対象者の状況を慎重に見極めた上で判断し、県下24市町村で統一した事務処理がされるよう取り扱ひ要領を作成したいと考えております。

次に、5点目の一人当たりの医療費は市町村間でばらつきがある。これにどう対処するのかとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり平成19年度推計ベースで一人当たりの医療費を見ますと、52万7,000円から99万1,000円と大きな格差が認められます。また、これだけの差があるのに同じ保険料を払うことは不公平との議員からの御指摘でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律では市町村間において過去3年間における一人当たりの老人医療費平均が県平均のそれと比べて20%以上低い市町村に対して、本来の保険料より軽減された保険料を設けることができるとされておりますが、これにつきましては現時点では該当する市町村はございませんので、御理解を賜りたいと思っております。

最後に、指定金融機関の選考について御答弁申し上げます。指定金融機関を選考するに際しましては、徳島県をはじめ市町村で指定金融機関としての公金の収納や支払事務に実績があるか、また、県内の全市町村が徴収した保険料を広域連合に集約するノウハウがあるかなどを優先的に考慮した結果、県内金融機関の中で株式会社阿波銀行が最も優位にあると判断したものでございます。なお、これに並行して同行の財務の健全性を把握するた

めに格付投資情報センター等における評価や、東証第1部における株価等も調査いたしましたが、いずれも指定金融機関としての適格性があることが認められました。こうしたことを踏まえながら同行と協議を重ね、最終的に公金事務取扱手数料等で当広域連合にほとんど負担のかからない条件等を引き出すことができましたことから、同行を指定金融機関とする御提案をさせていただいたものでございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬和範君）

20番

○20番（増谷禎通君）

それでは、再問をさせていただきます。一番の問題でございまして、一応県からの支援とか人的支援については受けないという態度であるようでございます。現在、税の問題についてはですね、滞納整理機構のような形で滞納整理に当たっておるのが現状でございます。今回後期高齢者医療の場合、保険を払いたくても払えない年金暮らしの救済措置というのが先ほどの答弁からも明らかにされておらないのが現状でございます。最近、生活保護も受けられなくて餓死をするという痛ましい事件も全国的に起こっておりまして、こうした問題が今後ですね、この後期高齢者医療が実施をされる上ですね問題となってくるわけでございます。こういう場合に、やはり地方自治体市町村だけではなかなか解決できないという問題でもございます。特にこの低所得者層というのはですね、本当に働くことができない75歳以上でございますから、そんな状況の下で保険料を払うことができない。そして新しい保険証をですね、貰うことが出来ないのので医者にかかれないという状況にあるわけでございます。こういう場合における救済措置、特に弱者に対する救済措置が大切であるというふうに思うわけございまして、こうした問題を解決するためにも、ぜひ県の援助を求めるべきであるというふうに思いますけれども、再度質問をさせていただきたいと思うわけでありまして。

2番目はですね、今まで年収180万円以下で扶養家族として保険料を払っていなかったお年寄りも今回年金から天引きをされ、また天引きを超えた金額については普通徴収されるということになるわけございまして、まあ事実上保険料の値上げということになるわけございまして、介護保険料と合わせて1万数千円以上徴収されるということが予想されております。こういう問題の中で、やはり減免制度というのがですね非常に重要になるかと思えます。先ほどの答弁では十分分らなかったと思いますけれども、国民健康保険で47万円、高齢者で12万円ということで、現実には最高額、現在の56万円からですね、59万円に上がるということが明らかになっております。こういう状況の下ですね、やはり減免制度というのがですね大変重要になってくるというふうに思いますけれども、これについてどうお考えかお聞きをしておきたいと思うわけでありまして。

また3番目の健診の問題でありますけれども、1年間の医療実績に基づいて実施をするという答弁をされておりますけれども、医療機関といっても内科や外科ばかりではないわけございまして、歯科それから整形、色々ございます。75歳以上のお年寄りはむしろですね、何も病気がない健康だという人が少ないというふうに思うわけございまして、

先の質問しましたように上勝町のような医療施設の少ない地域、まあこうした所では健診、まあこういう所だけではありませんけれども、健診というのがですね、非常に大切になってくるというふうに思います。手遅れにならないように日頃から身体の管理を十分させるということが今後の保険財政の健全化にもつながってくるというふうに思いますけれども、こうした健診の問題についてですね、今後もっと充実をさせていく、そのことが大事だと思いますけれどもどうお考えかお聞きしておきたいと思います。

4番目、後期高齢者医療の法律は格差是正でもない、払いたくても払えないというお年寄りの医療を取り上げてしまうおそれがある。この後期高齢者医療の法律には、先ほども申しましたように保険料が払えない場合には保険証を返還を求める。そして証明書を発行するという事になっております。こういうことですね、医療難民を出さない方法について十分な対策を今後国や県に対してですね要請をして救済措置の法制化を考えていただきたい。特にこの後期高齢者医療制度の保険もですね時効が2年、介護保険料も2年でございますけれども、こういうことからしてですね、非常に徴収を急ぐということが出てくる可能性があるわけでございまして、こうした面で特に留意をされるということが必要ではないかというふうに思うわけでありまして。

5番につきましては、その各市町村の今の一人当たりの医療費のばらつきでございます。私ども北島町におきましても、これだけの格差があるということについて今後検証をしてまいりたいというふうに思いますけれども、広域連合としてもですね、一人当たりの医療費の安い方が財政運営にとっても良いわけでございますので、こうした問題での調査研究をですね、していただきたいというふうに思うわけでありまして。

それから6番目の金融機関の問題でございますけれども、郵政の民営化によって10月から郵貯銀行というのが誕生する。特にお年寄りの年金振込などによく利用されておるわけでございますが、こうした問題でですね郵貯との振込、引落、まあこうした手続き上の支障がないか。その点についてお伺いをして再問を終わりにしまして、あと答弁によりまして再々問を行いたいと思います。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

再問を頂きましたので、順次御答弁申し上げます。まず、1点目の保険料を払えないような弱者に対する救済措置につき、県の援助を求めるべきであると思うがどうかという御質問でございますが、後期高齢者医療の保険料は、所得割と被保険者均等割の合計額であります。その所得割部分については被保険者の所得に応じて保険料が決まってくるものでございます。また、被保険者均等割部分についても、所得の低い方については軽減される等の救済措置が制度設計されております。したがって、県への援助を求めるべきではないかという御再問につきましては、初問で御答弁申し上げましたとおり、後期高齢者医療制度の中に既に県の支援が組み込まれており、県に対しては当分の間、技術的な助言、その他必要な援助を頂くことにとどめたいと考えております。

次に2点目の保険料の減免制度についてでございますが、まず後期高齢者医療の保険料

は所得に応じて負担する所得割と、所得に関係なく一人当たりで負担する均等割で構成され、個人単位で課されることとなっております。この保険料の減免につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、例えば年金のみを収入とする高齢者お一人の世帯の場合、年金の額が203万円以下の低所得者につきましては均等割部分を所得に応じて2割から7割を減額するものでございますし、その他、これまで被用者保険の被扶養者であった者に対して激変緩和措置といたしまして、2年間にわたり均等割部分の5割減額と所得割部分の全額免除が制度化されております。

また、同法では広域連合は条例で定めるところにより特別の理由がある者に対し保険料を減免することができることとなっておりますので、当広域連合といたしましては県内の国保や介護保険の減免の状況なども参考にしながら、次の議会で御審議をお願いする後期高齢者医療に関する条例の中で減免の取り扱いにつきましても併せてお示ししたいと考えております。

次に、3点目の健康診査の受診対象者についての御質問でございますが、平成20年度から当分の間は、医療機関で全く受診されていない方を対象に健診を実施せざるを得ないと考えております。その理由でございますが、御指摘いただきました歯科、あるいは整形の受診者を抽出するために年間260万枚を超えるレセプトを目視による抽出する作業が必要となりますので、物理的に不可能ではないかと考えております。受診者の拡大についての見通しでございますが、平成23年度からレセプトの電子化が完全実施されますので、今後診療科目毎に対象者が抽出できるシステムの開発を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の国や県への要請についてでございますが、増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うため、持続可能な制度を構築することが喫緊の課題となっていることに鑑み、後期高齢者医療制度は後期高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるよう国民皆保険を堅持するために制度設計されたものでございます。議員が心配されている医療難民等の問題についても、国においては減免措置等一定の配慮をして制度設計をされているものと考えられます。しかしながら、社会経済の情勢の変化等もございまして、健康保険等の一部を改正する法律附則第2条では検討条項を設け、高齢者医療制度について制度の実施状況、保険給付に要する費用の状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要があると認められるときはその結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとなっております。広域連合といたしましては、制度施行後その実態を踏まえながら、議員御指摘の救済措置の法制化の要請についてもその必要性を含め判断させていただきたいと思っております。

次に5点目の広域連合の健全な財政運営のための調査研究についてでございますが、当広域連合は、徳島県の区域を対象に後期高齢者医療制度を運営していく団体でございます。この制度をより健全かつ、円滑な運営をしていくためには、医療機関の配置、あるいは医療サービスの利用の実態など、県下の医療の状況も把握する必要があると考えております。こうしたことから、議員御指摘のとおり今後、市町村の協力も得ながら調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

最後に、郵便局の利用手続きについてお答えいたします。御指摘のとおり本年10月に郵貯銀行が設立されますが、保険料の振込や引落については何ら手続きを取らずともこれ

までどおりの利用ができるものと確認をいたしております。以上でございます。

○議長（広瀬和範君）

20番

○20番（増谷禎通君）

まあ色々質問をさせていただきました。まだまだ制度も始まったばかりでございまして、私どももまだ十分に理解をしておらないところがございまして、まあ今後における議会でもっともっと深めていきたい部分が沢山ございます。一般にこの後期高齢者医療については私どもも含めて十分な理解がされておらない部分が沢山あると思います。先ほど説明もありましたように、この広報というのが今後必要になってくるかと思えますけれども、こうした広報をですね、十分にさせていただいて、この後期高齢者の保険に加入をしている人だけではなくて、実際に0歳からの保険者に全て後期高齢者医療保険というのがかかってくるわけでございますので、こうした問題での周知徹底をぜひ図っていただきたいということを申し上げて再問、再々問というふうにいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（広瀬和範君）

事務局長

○事務局長（山村茂樹君）

広報につきまして御答弁申し上げます。平成20年4月から後期高齢者等を対象とする新たな医療保険制度が施行されることに伴い、特に保険料負担の面などで高齢者の生活に大きな影響があるものと予測しております。この制度発足時の混乱を最小限に防止するとともに、制度の円滑な浸透を図るためには高齢者、また県民の理解と協力を得ることが何よりも重要でございますので、広域連合といたしましても十分かつ計画的に広報活動を展開する必要があると認識しております。このため新聞広告など独自の広報に努めるほか、市町村と連携しながら市町村広報紙の活用、また医師会、歯科医師会など医療機関の協力を得て病院等の窓口でのポスターの掲示、さらに被保険者証や保険料納入通知書の送付時にリーフレット等を同封するなど、あらゆる機会を活用して本制度に対する理解と協力を求める努力をしてまいることといたしております。また最新の情報の発信力という点ではインターネット、ホームページは最も効果的な手段でございますので、これなども積極的に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（広瀬和範君）

以上をもって、通告による質疑ならびに一般質問は終わりました。これをもって、質疑ならびに一般質問を終結をいたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

○議長（広瀬和範君）

これより、採決いたします。

お諮りをいたします。議案第14号平成19年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

異議なしと認めます。よって議案第14号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第15号徳島県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例の制定については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

異議なしと認めます。よって議案第15号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第16号徳島県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

異議なしと認めます。よって議案第16号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第17号徳島県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

異議なしと認めます。よって議案第17号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第18号平成18年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

異議なしと認めます。よって議案第18号については、原案どおり認定することに決定をいたしました。

この際、お諮りいたします。本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（広瀬和範君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定をいたしました。

○議長（広瀬和範君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。閉会前に広域連合長からあいさつがあります。

○議長（広瀬和範君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、議長の選出が行われ、就任されました広瀬議長に対しまして、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

また、人事議案として副広域連合長につきましても全議員の御賛同をいただき、お認めいただき誠にありがとうございました。

今定例会に御提案申し上げました議案につきまして、議員各位の熱心な御審議を賜った次第でございますが、ただ今は全議案につきまして御可決、御同意をいただき厚く御礼申し上げます。議案審議の過程におきまして、御指摘のありました点につきましては十分に検討を加え、今後の広域連合の運営に反映させてまいりたいと存じております。

今後も議会と連携を図りつつ、徳島県後期高齢者医療広域連合の発展に努めてまいりますので、議員各位の格段の御協力、御支援をお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

